

平成29年度補正ものづくり・商業・サービス経営力向上支援補助金  
2次公募要領 正誤表

該当箇所	誤	正
21頁 2. 事業内容 (1) 事業計画名	d. 「企業間データ活用型」で申請する場合は、連携体参加企業で同一の事業計画名となります。	d. 「企業間データ活用型」及び「一般型」「小規模型」において連携体で申請する場合は、連携体参加企業で同一の事業計画名となります。
25頁 6. その他加点項目 ②経営力向上計画の認定取得	② 経営力向上計画の認定取得（申請者が中小企業者の場合）	② 経営力向上計画の認定取得
28頁 【CD-Rへのデータの収録方法】	【様式1】計画書の提出について（株）〇〇） 【様式2】事業計画書（株）〇〇）  ・認定支援機関確認書（株）〇〇） ・見積書（株）〇〇）：参照させる場合のみ	【様式1】計画書の提出について（株）〇〇） 【様式2】事業計画書（株）〇〇）  ・認定支援機関確認書（株）〇〇） ・見積書（株）〇〇）：参照させる場合のみ ・労働者名簿一覧（株）〇〇）：該当する場合のみ
32頁 11. 補助事業者の義務 (3)	(3) 本事業を完了したときは、その日から起算して30日を経過した日又は事業完了期限から起算して30日を経過した日のいずれか早い日までに補助事業実績報告書を提出しなければなりません。	(3) 本事業を完了したときは、その日から起算して30日を経過した日又は事業完了期限日のいずれか早い日までに補助事業実績報告書を提出しなければなりません。
45頁 特定非営利活動法人の申請要件について <企業間データ活用型に申請する場合> <一般型・小規模型に申請する場合> ① ② ※12行目、19行目、26行目	・各申請者がそれぞれ「3～5年で付加価値額年率3%及び経常利益年率1%の向上を図る計画」を有すること。	・各申請者がそれぞれ「3～5年で付加価値額年率3%及び経常利益年率1%の向上を達成する計画」を有すること。
46頁 3. 企業会計、税制に関すること 中小企業投資促進税制について	(略) なお、生産性の向上に資する一定の機械装置等を導入した場合には、即時償却又は10%税額控除（資本金3,000万円超の法人は7%税額控除）の適用を受けることができます（平成29年3月末までに導入した機械装置等が対象です）。	(略) なお、生産性の向上に資する一定の機械装置等を導入した場合には、即時償却又は10%税額控除（資本金3,000万円超の法人は7%税額控除）の適用を受けることができます（平成31年3月末までに導入した機械装置等が対象です）。
60・65・73・78・86・91頁 会社全体の事業計画 吹き出し部分	※「経常利益」「付加価値額」の伸び率については、3年間で所要の数値（それぞれ9%、3%）を達成していれば、4年目、5年目については記載の必要はございません。	※「経常利益」「付加価値額」の伸び率については、3年間で所要の数値（それぞれ3%、9%）を達成していれば、4年目、5年目については記載の必要はございません。
85頁 (4) 事業の具体的な内容 その1：革新的なサービスの創出・サービス提供プロセスの改善の具体的な取組内容 (※) 部分  90頁 (4) 事業の具体的な内容 その1：革新的な試作品開発・生産プロセスの改善の具体的な取組内容 (※部分)	(※) 公募要領22ページ「10. 応募申請書類の記入・提出にかかる留意点(4) 事業の具体的な内容 その1：具体的な取組内容」を参照し要点を押さえて記入してください。 (※) 自社と連携体内の他の事業者の役割分担や連携の内容などを具体的に説明してください。また、企業間のデータ活用の状況がわかる構成図（導入しようとする機械装置等やデータ活用の流れを含めた基本設計図など）を記載してください。	(※) 公募要領22ページ「10. 応募申請書類の記入・提出にかかる留意点(4) 事業の具体的な内容 その1：具体的な取組内容」を参照し要点を押さえて記入してください。 (※) 自社と連携体内の他の事業者の役割分担や連携の内容などを具体的に説明してください。